

## 福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

### ①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室
---------------------

### ②施設・事業所情報

名称：静岡市立安倍口こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：小林 真美子	定員（利用人数）：52名（13名）
所在地：静岡市葵区安倍口新田43番地の1	
TEL：054-296-1824	ホームページ： <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp">https://www.city.shizuoka.lg.jp</a>
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日 昭和29年10月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常勤職員 8名 非常勤職員 2名
専門職員	（専門職の名称）
	保育教諭 8名 給食補助員 0名
	事務員 1名 嘱託医 4名
施設・設備の概要	（居室数）
	保育室 3室 職員室 会議室 図書室 遊戯室 トイレ プール 湯沸室

### ③理念・基本方針

#### 理念

##### 【静岡市子ども・子育て若者プラン基本理念】

○静岡市は子どもの育ちを市民が一体となって支え、人とのつながりの中で、すすんで社会に参画する若者をはぐくみます

##### 【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」

##### 【こども園事業の目的】

- 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- 小学校就学前のこどもの保護者に対する子育ての支援

##### 【こども園運営方針】

- 教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します
- 園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

- 自己肯定感を高める子
- 夢中になって遊ぶ子
- 明るく伸び伸び生活する子
- 自分らしく表現する子
- 楽しんで関わる子

【安倍口こども園 教育保育目標】

- 「たくましい子」

基本方針

【安倍口こども園 令和3年度重点目標】

「自分で気づき、考えて、やってみよう！」

【安倍口こども園 令和3年度 教育保育の柱】

- ・子どもが自ら関わり動き出す環境づくり
- ・信頼される職員集団
- ・安心安全な環境を整える
- ・保護者が子どもの成長や子育ての喜びを感じられるように努める
- ・地域や近隣小学校、こども園と連携し、開かれた園づくりを進める

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 自分で選べる環境や様々な発見や気づき生まれるような環境を用意している
- 2) 子どもの遊び、姿を多角的に捉えるように、職員間で振り返りを行っている
- 3) 子どもの行動の意味や育ちの捉えを肯定的に受け止め、写真を使ったお便りを毎日発行している
- 4) 職員が揃っての園内研修ができる

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月1日（契約日） ～ 令和4年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 理念遂行と質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

静岡市が掲げる理念をもとに園教育・保育目標「たくましい子」、重点目標「自分で気づき、考えて、やってみよう！」を掲げ、園の遊びの実態を分析して定められた「遊び改善構想」研修テーマ（「あっそうか！」「こうしてみよう」と思えるような環境の工夫）と日々の手だてをもって、具現化に努めている。研修は年間研修計画に沿って進められ、クラスごとの研究保育（公開保育）では、事前研修、前日研修で子どもの実態、方向性、ねらいや内容、研修テーマとの関わり、環境図を確認して臨み、事後研修で振り返って

成果や課題を明確にし、職員間で共通理解している。年度末に総合評価を行って次年度の保育実践に活かしており、質の向上への取組が担保されている。さらに、目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、教育及び保育の質の向上に資することを目的として園評価が実施され、職員全員の自己評価の後、学校評議員による評価や保護者アンケートの結果も踏まえ、園としての組織的、継続的な改善が図られPDCAサイクルが確立している。

## 2. 「あっそうか」と気づき、「やってみよう」と思える環境が用意されている

山が迫り、田畑が多く、蛙やコオロギが自生する自然環境に恵まれた立地で、虫好きな子どもたちの興味関心から、一人ひとりにカブトムシの幼虫を手に入れて、子どもたちがその世話に励んでいたり、メダカや金魚の飼育から市環境創造課自然ふれあい係の協力を得てビオトープ作りに発展したりなど、保育室の一画は飼育ケースや水槽が並び、日々目を輝かせて観察する子どもたちの関心が尽きない。また、玄関にはピカピカに磨き上げられた「泥だんご」が展示されており、作り上げるまでの過程で何度もチャレンジして得た子どもの気づきや、じっくり取組める時間を確保して見守り、援助した保育実践を象徴するものとして、重厚な存在感をもって証明している。

## 3. 少人数保育を強みに、園全体で子どもを育み、充実した研修時間が確保されている

定員に満たない少人数で、幼稚園としての前身から半数以上を1号認定の子どもが占め、降園後の時間を研修に活用している。若手職員が多く、異動があり、在籍年数も長くて3年という現状で保育の積み重ねが難しい中、園長経験者で再任用の保育士がスーパーバイザーを担い、教材研究を通して保育の知識やスキルの向上に努めている。また、クラス便りを毎日発行して日々の活動を写真入りで知らせるとともに、保育の意図（幼児期の終わりまでに育てほしい「10の姿」に着目して記載する）が伝わる工夫も施されている。毎月行われる誕生会では保護者も招き、その月に生まれた子どもを園全体でお祝いし、その子の良さや頑張りを紹介したり、早番で登園した子が眠そうにしていれば職員室で布団を敷いて一定時間眠れるようにしたり、登園を嫌がる子には、虫好きなことから「図鑑を見ていよう」と職員室で過ごしたりと、一人ひとりに寄り添った小規模園ならではの強みが活かされている。

### ◇改善を求められる点

#### 1. 園庭の有効活用

園児数に対して面積も広いため、基準に満たない遊具が撤去された後は、保護者にはその空白感のみが印象深いことがアンケート結果からも示されている。今後の設置予定の有無や、固定遊具が減っても子どものワクワク感や遊びが充実していることを発信し、保護者が安心して託せるよう期待したい。

#### 2. おいしく楽しく食べることができる食事の提供

外搬給食により、食事をつくるプロセスや調理をする人の姿に触れる機会がもてないことや、温度、彩り、量の調節といった点で自園調理に及ばないことは否めない。アンケ

ートを通して、園からの要望はこども園課を通じ外搬給食業者に伝えているが、「お楽しみ」の機会を増やす等、引き続き満足度の高い食事提供となるよう期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価を受審することにより全職員で園運営や園の保育について振り返り、整理する良い機会となりました。細かな視点で一つ一つ確認していくことにより、自分たちの足りていないところ、改善点に気づくことができました。園だけでは解決できないこともあり、こども園課の力を借りながらよりよい園運営を目指したいと思います
- ・その日、その月、その年ごと反省をしています。中長期の見通しをもち、園の課題を明確にし、園運営をしていくことの大切さを改めて感じました

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態  
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市子ども・子育て若者プラン基本理念を具現化するために年度ごとの園目標と重点目標を策定して重要事項説明書、要覧、園便りに記載し、その使命や目指す方向、考え方をグラウンドデザインに示している。園目標、重点目標達成の手だてを園内研修「遊び改善構想」に落とし込み、日々の振り返りや研究保育（公開保育）、学期ごとの振り返りなど年間を通して園全体で評価し、理念の遂行が確認されている。保護者等へは年度当初の説明会において周知されていたが、コロナ禍で紙面配付に留め、その後の保育参加会で一日一組ずつ面談の機会をもち、理解を促している。周知状況は年度末の保護者アンケートの設問に位置付けて確認している。</p>		

##### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国保育協議会、全国保育士会からの冊子やこども園課主催の研修会等で動向を把握し、静岡市地域福祉基本計画、静岡市子ども・子育て若者プランの内容を把握して中・長期計画、全体的な計画に反映している。また、入園児数を児童年齢区分表に表し、こども園課に毎月報告して子どもの数の変化を掴み、子育て支援事業「あそび・子育ておしゃべりサロン」参加者からの意見や、地域の児童館の遊びの会、子育て支援連絡協議会の話し合いへの参加から地域での福祉に対する需要の動向、利用者像の変化、保育のニーズに関する課題を抽出している。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

園運営をとりまく環境の把握、分析にもとづき、中・長期計画（保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成）や、静岡市立こども園全園が実施する園評価において課題や問題点を明らかにして取組を進めている。園評価は「教育・保育目標」「教育及び保育」「安全管理」「保健管理」「組織運営」「家庭との連携・協力」など10の大項目で評価指標を設定し、全職員で中間評価、年度末評価を実施している。中間評価での課題と改善策を年度後期の保育・経営に活かし、年度末には保護者アンケートからの分析、学校評議員からの意見を踏まえて来年度の具体的な取組目標につなげ、結果を静岡市のホームページに公開している。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針の実現に向けビジョンを明確にし、「園運営」「教育保育の質の向上」「人材育成」「安心安全な園生活」「子育て支援・地域との関わり」等、園評価も踏まえた現状分析を行って中・長期計画を策定している。数値目標が立てられないものや具体的な成果が目に見える形で表せないものがあり、難しいとしながらも目標実施回数を掲げ、年度末の職員会議で見直しを行って課題と改善策を提示し、次年度につなげている。また、配当予算内で計画・執行にあたり、老朽化に伴う修繕はこども園課へ報告し、順次着手できるよう進めている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度計画は中・長期計画を踏まえ「教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画」として、具体的な事業内容が記されている。当該年度の計画は前年度の成果、課題、改善策を受け、職員間で話し合い作成したもので、現況、園経営の基本方針、経営の計画、教育・保育内容（年間指導計画、行事の計画）、研修計画、非常時対策等、こども園における単年度事業内容が示され、その内容は全て分掌担当の計画書をもって実行される内容となっている。行事の計画では月ごとにねらいを定め、達成状況が評価されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画」に記された計画は月ごとに分掌担当が企画書を作成、行事ごとに定められたねらいに照らし合わせ、実施の都度反省点を挙げ、毎月の職員会議に提示して改善点を協議している。年度末には各分掌と行事の見直しを行って次年度に活かしている。さらに事業計画の内容は園評価の項目にリンクし、中間評価・年度末と年2回、職員による自己評価と、年度末保護者アンケートの評価、学校評議員からの評価を受けて見直し、次年度につなげている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

事業計画の主な内容は、年度当初に行う保育説明会で「入園のしおり」と重要事項説明書を配付して説明していたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止し、個別の参加会で面談の時間を取り説明を行っている。年間行事予定表、園便りやクラス便りを配付し、園便りにおいては行事の詳細な内容を付加して毎月発行し、クラス便りは子どもの活動の様子や育ちを写真とコメントでわかりやすく表して毎日発信している。園児数こそ少ないが幼稚園としての前身から地域との関わりは深く、行事への参加率は100%となっている。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価は初めての受審となるが、組織的、継続的な改善を図り、教育及び保育の質の向上に資することを目的として静岡市立こども園全園が毎年園評価を実施し、各こども園の教育・保育活動、その他の園運営について、目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、静岡市のホームページに公表している。園評価は年2回（中間評価・年度末）行っており、自己評価の後、職員会議において全職員で検討して学校評議員（園関係者評価委員）に提示し評価を得ている。年度末には保護者アンケートからの意見も踏まえた評価となり、成果と課題、改善策の検討を行って次年度へ繋げるPDCAサイクルが確立されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度末の園評価に成果や課題、改善策（来年度の具体的な取組目標等）が文書化されている。学校評議員からの評価を受けた後、職員会議で改善策を話し合い共有化が図られている。この改善策を基に各分掌で改善計画を策定して職員会議で提示し、改善のための取組が計画的に実施されている。地域との連携においては新型コロナウイルス感染予防の観点から交流が滞っているが、終息後には再開できるよう体制を整えている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、人事評価における組織重点目標シートを作成して、こども園における職員の確保（離職防止）や職員の資質向上、保護者・地域との連携、職員のワークライフバランスの推進等、目標とその成果指標を定め、達成水準と実施方法、役割分担を明確にしている。役割分担においては園をリードする立場としての責任を示し、教育保育方針をグランドデザインとして</p>		

作成して年度当初の職員会議で職員に周知している。災害時等における対応については災害時役割分担表を作成し、園長不在の時は副園長、園長・副園長不在の時は副主任保育教諭がリーダーとなり指揮を執るよう明記されている。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地方公務員法や静岡市準公金取扱基準を遵守し、こども園課による事務説明会に参加して適切な処理に努めている。また、消耗品費や備品費で購入する物や修繕費での対応については、課の取り決めに従い取引を実施し、会計事務処理は複数の目で確認するようにしている。園長研修会においてリスクマネジメント、危機管理などの講義を受け、また、コンプライアンス推進課やICT推進課による個人漏洩防止の研修をオンライン研修で受講して、職員に周知している。教育・福祉関係以外のその他の法令（消費者保護関連法、雇用、労働に関する事等）も、職員室に保管しつつも確認できるようにしている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事評価の組織重点目標シートに教育・保育の質の向上をあげ、中間評価、達成評価を行っている。日々の保育をはじめ、週月案の評価反省に目を通し、職員会議で毎月の評価を行い、園内研修の場における助言指導等、年間を通して定期的、継続的に評価している。再任用の主任保育教諭の助言を仰ぎながら、研修主任を中心に園内研修を進め、「子どもが主体的に遊ぶ環境づくりをしたい」という意見から外部研修に応募し、さらに研修奨励費を活用しながら、ねらいに沿った保育が展開できるよう働きかけている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢区分表、職員構成調べ、園務分掌に、ローテーション表による人事と職務分担の明確化、予算の用途を明確にし、経営に反映させている。また、日々の人員配置と休憩時間、月のローテーションは副園長が中心に行い、園長はその確認を行っている。さらに「育ボス宣言」を行い、有給休暇の取得と時間外労働時間の把握と分析で働きやすい職場環境作りに取り組んでいる。各分掌担当を中心として計画にもとづいた保育・行事が行われ、実施後は評価と課題の明確化に努めている。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市で定められた基準に沿ってこども園課が正規職員、会計年度任用職員の人員配置をしている。園では、年齢区分表、職員構成調べをこども園課に報告し、職員の育成については、</p>		



<p>こども園課による静岡市教員育成指標にもとづいた研修や、園長会主催、保育士会主催による各種研修への参加をもって実践につなげている。人材確保についてはこども園課が正規職員選考を行い、会計年度任用職員（パート）は園で選考を行っている。職員不足を解消すべく園長会から正規職員の採用についてこども園課に働きかけ、「静岡市職員採用ウェブサイト」を開設して募集を呼びかけてはいるが、依然として市立こども園全体で保育士不足が続いている状況である。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          期待する職員像をグランドデザインや静岡市の人事評価シートにも表記し、静岡市教員育成指標に、必要となるスキルの水準を示している。また、静岡市の人事基準により昇進、昇給等に関する基準が定められ、自己申告書(正規職員)や意向調査(会計年度任用職員)でそれぞれの意向を確認できる体制ができている。人事評価(正規職員)や会計年度任用職員評価書による自己評価から職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価し、自己申告書や意向調査も含めて職員と面談を行い、改善策を検討してこども園課長に報告している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          静岡市全体の取り組みとして園長は「育ボス宣言」をし、ワークライフバランスの推進を目標に掲げている。有給休暇や時間外勤務のデータを庶務事務で月ごとに確認し、副園長と職員配置を見極めながら、年休、両立支援休暇取得の推進をしている。また、定時で終われるよう月の仕事内容予定表を作成し、見通しをもち、互いに声をかけながら分掌が進められるようにしている。年3回、人事評価時に全職員と園長が1対1で面談を行い、個人的な悩みや職場の人間関係等の話ができる機会を確保するとともに、希望すれば静岡市役所の保健室において保健師や専門医に相談できる体制が作られている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          人事評価制度において目指す人材像が記され、それにもとづき個人の目標が立てられている。設定する目標は、目標とその成果指標（アウトカム）、終期時点の達成水準と自身の役割が明確に記され、目標設定時に個別に面談を行って個人に合った目標となっているか、また、実現可能であるか等、一人ひとりと話をしながら決定している。面談は目標設定当初、中間フォロー、評価時を目安として行い、進捗状況の確認と達成目標に向けての取組み方等を話し合っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          人事評価の個人目標シート、行動評価シートに静岡市職員としての目指す姿が明記され、園では、グランドデザインに目指す職員像を明記している。静岡市教員育成指標にもとづく研修計画が策定され、各種研修へ参加している。また、園内研修において「遊び改善構想」の手立てについて毎日振り返るとともに、公開保育の際、事前・事後研修を行って評価反省し、</p>		

月のカリキュラムについては、月ごとに見直している。2号認定が少なく、子どもが降園後、職員揃っての園内研修ができる強みを活かし、再任用主任保育教諭（園長経験者）によるスーパービジョンが行われている。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>静岡市教員育成指標に合わせた研修会（園長、副園長、主任、中堅、副主任、5年目、2年目、特別支援教育コーディネーター、初任者、資質実践力向上等）があり、それぞれに応じた研修へ参加している。新任職員には人事課、こども園課によるOJT研修を実施、こども園課指導主事による指導を受けてOJTが行われている。外部研修もその都度情報提供を行い、参加の奨励をしているが、新型コロナウイルスの影響で中止になる研修もある。（ZOOMによる研修もあるが、環境が整っていない。）研修参加表を作成し、非正規職員も資質向上のため参加できるよう計画を立てているが、ワークライフバランスとの兼ね合いもあり課題は残る。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受入のマニュアルに「実習生受入れの意義」を記載し、配慮事項として実習生が特に重点を置きたい事項に、こども園として学んでほしい事項、養成校の課題を加えて、体験的に学習できるよう、本人の意向も聞きながら実習プログラムを組み立てる、としている。受け入れ窓口を副園長としてオリエンテーションを実施し、実習中に学校の指導担当が来園した際には実習生の園での様子を伝え、実習計画の確認をすると共に学校での実習生の様子を聞き、情報交換をして、その後の実習の参考にしている。実習生の目的や職種等に考慮したプログラムが用意されるとさらに良い。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の理念や基本方針、保育内容、年間行事等は、ホームページや重要事項説明書への記載で公表し、経営の重点に関わる内容や事業計画に関わる内容を園評価として静岡市のホームページで公開している。予算決算情報はこども園課に報告し、苦情相談体制は園内にポスターを掲示して、寄せられた苦情相談内容については内容に配慮しながら、お便りやお知らせボードで公表している。また、園評価において学校評議員（地区の自治会長、民生委員、小学校校長、保護者会長）に、園の教育・保育方針と取組みを説明し、実際に園の様子を見て評価をもらったり、地域の健全育成会に出席した際には園の活動を伝え、地域の理解を深めている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

事務、経理、取引については、こども園課の指導と管理下で行われている。こども園課による事務説明会に事務員が出席し、園長・副園長が説明を受け、職員に伝えている。各予算は消耗、備品等、品目別に応じた事務、経理、取引方法が指示されており、これに従って実施している。年に一度、静岡市による児童福祉施設等指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わりについて「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」、園のランドデザインに文書化し、日本平動物園や美術館などのポスターを園に掲示したり、地域の美和児童館の行事案内、「るくる」や「まある」などのチラシを配布する等、情報を提供している。また、美和児童館、アカデ美和には園の「あそび・子育ておしゃべりサロン」のチラシ、ポスターの掲示を依頼している。例年、地域の祭りや敬老会清掃活動などに参加しているが、前年度、今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため活動が中止され、高齢者との交流を ZOOM で行うなど可能な活動で取組んでいる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育ボランティア・職場体験マニュアル」を備えて受入れの意義を明文化している。ボランティアや職場体験の受入れは、受入れ手順に沿って進め、事前にオリエンテーションを行って、子どもと接する時の心構えや守秘義務、写真撮影、クラス担任の指示に従う等、留意点等を伝えている。受入れは中学校の職場体験が主であり、担当教諭と連絡を取り合い、学校の教育課程に沿えるよう努めている。前年度は新型コロナウイルス感染防止のため受入れはなかったが、学生からのアンケート依頼に対応している。なお、マニュアル類は定期的に内容を確認し、状況に即したものに更新されることを期待する。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地区の関係機関・団体や社会福祉施設の一覧等の資料を職員室に置いて職員に周知し、美和地区青少年健全育成会合同会議、幼小中一貫教育運営協議準備会に定期的に参加して地域全体で課題を共有している。また、地区民生委員が学校評議員を務め、子ども達の育ちや課題について意見を仰いでいる。言語教室の園訪問や、障害者発達支援センター「きらり」による支援サポート研修を受けて、支援の必要な子どもに適切な対応が図れるよう努め、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもには、葵区福祉事務所子育て支援課の家庭児童相談係や北部保健福祉センター保健師との連携をもって対応している。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>美和地区青少年健全育成会合同会議、幼小中一貫教育運営協議準備会に定期的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、園開催のあそび・子育ておしゃべりサロン「あそびにおいでよ」や葵区北部保育園・こども園合同あそび・子育ておしゃべりサロン「親子であそぼう」で、地域の保護者の声を聞くようにしている。おしゃべりサロンでは地域担当の保健師、歯科衛生士を講師に招いて子育てに関する講座を設け、参加する未就園児の保護者からニーズを把握している。北部地区地域子育て支援連絡会では、コロナ禍での子育て環境について地区の保育園、こども園と情報交換をしている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年4回の美和地区青少年健全育成会合同会議に園長が出席しているが、コロナ禍で様々な活動が自粛される状況となっている。例年、地区の敬老会や運動会へ参加しているが、昨年、今年度は開催がなかった為、ZOOMでの交流を図った。また、市が主催する保育フェアでは人形劇や泥団子作りコーナーなどを担当し、親子が楽しめる企画を行っているが、今年度も開催中止となっている。「あそび・子育ておしゃべりサロン」については、年間計画を作成して地域の施設に掲示・配布し、来園した保護者からの子育ての相談や、1年生の参観会に出向き卒園した子の保護者から学校へ行ってからの相談等にも応じている。地域の社会資源として災害時における役割は明確になっていない。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>グランドデザインの中で、目指す保育教諭として「一人一人のよさを見つけ認める保育者」を提示し、子どもを尊重した保育の実践に努めている。毎月行われる誕生会では保護者も招き、その月に生まれた子どもを園全体でお祝いし、その子の良さや頑張りを紹介している。中国籍の園児の在籍を機に、誕生会では保護者に中国語を教えてもらったり、国際理解講座を依頼し、中国の文化や簡単な中国語、ゲーム等を通して、様々な文化や人の多様性を受け入れられるよう働きかけている。人権教育事業も開催予定である。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所の特性に応じた留意点等に関する「プライバシー尊重マニュアル」を作成して「良くないと考えられるかわり」について日々の保育を振り返り、セルフチェックリストを通し</p>		

て職員に意識づけている。着替えの際にはカーテンを閉め、トイレ前に目隠しカーテンを取り付けたり、プール時のシャワー後に保育室に入る際、外部からの視線を遮る目隠しを設置したりと、設備面での配慮や工夫も確認した。これらプライバシー保護の取組みは、園便りとは別に不定期で発行される「こんなことしてます！」のお便りで保護者にも伝えている。今後もセルフチェックリストを活用し、さらに理解が深まることを期待したい。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
----	--	-------

<コメント>

園経営の基本方針や年間行事予定、グランドデザインを掲載した要覧を作成し、ホームページでは園の概要や教育保育目標、季節ごとに子ども達の活動を紹介した「園の様子」が掲載されている。また、「あそび・子育ておしゃべりサロン」の年間計画を美和児童館、アカデ美和に配置している。園見学にはできる限り希望に沿えるよう日程調整をして園長・副園長が対応し、園内を案内しながら子どもの姿と園の教育保育について説明し、子ども連れでも副園長と一緒に遊びながら対応して、質問や疑問に答えている。

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
----	--	-------

<コメント>

入園オリエンテーションで重要事項説明書と「入園のしおり」について説明して質問等を受け付け、同意書を得ている。また、保護者の都合により認定、保育時間などの変更があった場合は保護者の意向を聞き取り、それに沿った対応をしている。「入園のしおり」では準備用品についてイメージしやすいイラストを添えたり、説明時には実際に子どもが使用しているものを見せたり、年度ごとに職員会議で改善点を洗い出してより理解しやすい工夫をしている。外国籍で日本語での理解が難しい場合には、国際交流課多文化共生推進係に翻訳を依頼して説明したり、翻訳アプリを使用している。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>

静岡市立こども園園児指導要録の様式及び取り扱いの規定により、転園児には在園証明書、園児指導要録、健康診断結果を送付し、こども園・幼稚園からの転園児には、在園証明書、園児指導要録、健康診断結果の送付を依頼し保育の継続性に配慮している。公立園のため人事異動があり、継続して同じ職員が対応できないこともあるが、転退園・卒園後も相談できるよう窓口を園長とし「何かありましたらいつでもお話を伺います。どうぞお気軽にお立ち寄りください」と添えた書面と口頭で伝えている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>

日々の保育の中で、子ども達が「あっそうか」という気づき「こんなことをしたい」という思いを受けとめるよう環境を整え、子ども達と遊びを振り返る時間をもち、次に期待が持てるようにしている。保護者に対しては行事ごとのアンケートと年1回のアンケートを実施し、

<p>個別面談は年2回行っている。(昨年、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため懇談会は控えている。)アンケートから出た保護者の意見や評価について職員会議で分析・検討を行い、改善策を話し合って次年度の教育保育に繋げている。アンケート結果と改善策はお便りで保護者に報告している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決責任者を園長、苦情受付担当に副園長、第三者委員は主任児童員として苦情解決体制を整備し、要望・苦情等に関する相談窓口について重要事項説明書に文書化して入園説明時に伝えている。また、職員室入り口に苦情体制を掲示し、玄関に意見箱とメモ用紙、ペンを設置したり、お便りでも相談事を受付けていることを知らせたり、申し出しやすい工夫を行っている。苦情申し立てについては内容を確認して、苦情を申し出た保護者等に納得のいくまで誠意をもって対応し、苦情を申し出た保護者等の了解があればお便りで公表している。苦情、相談内容は職員会議や打ち合わせで共有し、内容の分析、改善策を職員で検討し教育保育活動に活かしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          相談したり意見を述べたりする際に、複数の相手を自由に選べることを重要事項説明書に記載し、何かあったら職員に声を掛けてもらうこと、意見箱の設置、個人面談、アンケートの実施等で意見要望を聞く機会を設けていることを、入園オリエンテーションや面談時に説明するとともに、書面で配付している。また、玄関に苦情受付のポスターを掲示して相談の内容によっては必要な専門機関への相談方法があることを示し、保護者から相談があった時には、落ち着いた話ができる部屋を確保して対応している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決のフローチャートをもとに対応し、職員は、保護者から受けた相談や意見に対して、即答できるものかどうかを判断し、即答できないことについては、園長、副園長、必要に応じて職員全体で話し合うようにしている。検討状況を速やかに保護者に伝え、検討に時間がかかる場合は、理由を伝え了承を得るようにしている。送迎時の保護者とのコミュニケーションを軸に信頼関係を築き、アンケートや個人面談で意見を把握するよう努めている。PTA役員会に園長、副園長が出席し、保護者からの意見質問に答え、意見等にもとづいて職員会議で分析、園としての対応を話し合い保育に活かしている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          「静岡市立こども園事故防止安全マニュアル」を職員に配付するとともに、災害、怪我、嘔吐、不審者対応のフローチャートを作成し、職員に周知している。ヒヤリハットの分掌担当</p>		

職員が中心となり毎日声をかけてヒヤリハット事例を集め、挙がった事例はその都度報告して改善策を話し合い、職員間で共有して安全意識を高めている。毎月の職員会議で再確認し、分掌担当者が学期ごとにヒヤリハットの傾向をまとめ、発生要因の分析と再発防止策の実施状況の確認が行なわれている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症対応マニュアルを整備し、園内では園長の責任の下、同じ感染症が10件以上となった際、場合によっては保健所への通達がされるという管理体制が敷かれ、感染症の発生の有無を毎月こども園課への報告している。季節や時期に応じて職員間でマニュアルの読み合わせをして再確認し、こども園課看護師巡回の時にマニュアルの見直しを行っている。嘔吐処理についての実技研修を実施し、新型コロナウイルス感染予防対策については、こども園課からのその都度最新の情報が伝えられ対応している。保護者には、季節ごとに「ナース便り」を配付して感染症の症状や特徴、対処法等を知らせ、園内で感染症が発生した時には、発症の状況をボードに記し、家庭でも子どもの体調チェックや早期発見ができるようにしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時のマニュアルを作成して対応体制を定め、役割分担や対応の確認、見直しを行っている。立地条件により安倍川氾濫の危険から、年1回は避難地である安倍口小学校への避難と小学校との合同避難訓練を含め、地震～火災、水害等様々な想定で年間計画に沿って避難訓練を実施している。メール配信システムで子どもの安否、避難先などの情報を送ることが記載された「自然災害時における園児の登降園について」を年度初めに配付して説明し、職員にも周知している。また、備蓄一覧表を作成し、園長、副園長、事務員で管理発注をしている。今後は災害時における「保育の継続・早期再開」の観点から対策が講じられることを期待したい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育のしおり」に子どもの尊重を明示し、「保育手順マニュアル」には食事や排泄、睡眠について記され、「事故防止安全マニュアル」では場面別チェックポイント、安全チェックリストが整備されている。また、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」にもとづいて全体的な計画、グランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等が文書化され、日々の保育に活かしている。さらに指導計画においては「保育改善支援資料」を提示して標準化を図っているが、子どもの思いや興味関心、発達に合わせた環境設定と再構成を繰り返しながら保育を進めており、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法は、制度改正や市立こども園園長が集まる「園長会」において、必要に応じて検討され見直しが図られている。昨年度は「事故防止安全マニュアル～ケガなどの対応について～」が令和3年3月に配付されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画はこども園課より、また障害児の指導計画は「障害者保育の手引き」にあるサポートプランの書き方により手順を決めている。保護者が記入した児童票、保健調査票をもとに家庭、発育、健康それぞれの状況やこども園への要望の把握と、現況届、就労証明書で保護者の就労状況を把握し、それらを踏まえ計画を立てている。3歳以上児について個別の指導計画は策定していないが、年度末に作成する園児指導要録に個別の指導について記載している。支援が必要な状況を把握した時には保護者より聞き取りをし、園では遠城寺式でアセスメントをしている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各クラスの指導計画は週と月それぞれの時期で評価反省を行い、教育・保育課程は年度末に見直しを行って次年度につなげている。年度末には、職員の自己評価、学校評議員の評価と保護者アンケートから意向を把握し指導計画の見直しを図っている。見直しをして変更する場合、分掌担当が職員会議で変更した企画案を提示して職員に配付し、帰りの会で確認報告を行うなど紙面と口頭での伝達で周知している。年度末に子どもの姿、保護者と地域のニーズから課題をあげ、また、園内研修を行う中で出た課題や毎月の反省からの課題を明確にして次年度のランドデザイン、「遊び改善構想」、指導計画を作成している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園児指導要録、児童票、乳幼児保健票等、こども園課で定めた統一した書式に記録が為されている。指導要録は、「指導要録の記入上の注意」にもとづき記載され、年に1回、指導主事による当初訪問の際閲覧し、書き方の指導を受けている。また、情報共有を目的とした職員会議を毎月開催する他、園内研修、指導計画の話し合い、ケース会議、毎日の帰りの会でも子どもへの対応の周知と共有を図っている。苦情等緊急を要するものは速やかに園長(副園長)に報告、対応とし、情報の分別については園長責任の下で判断し、職員に伝えている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理責任者を園長とし、個人情報の記載のあるものは鍵のついた保管庫へ収納、カメラ、SDカードの持ち出しには管理簿への記入、返却の確認を行う。副園長が中心となり、個人情報防止漏洩防止セルフチェックリストの読み合わせとチェックを行い注意喚起するとともに、</p>		



静岡県個人情報保護条例にもとづき、保存や廃棄はこども園課で規定されている文書管理に沿って行っている。また、個人情報が記載されている書類は、封入時に園長と副園長、配付時に園長(副園長)と保護者のダブルチェックを行い、手渡している。

## 保育所版内容評価基準ガイドライン

### 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの最善の利益を念頭に、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の趣旨を捉え、静岡市の基本理念、目指す子どもの姿、園のグランドデザインにもとづき教育・保育課程を編成している。子どもの発達やあrawれ、家庭状況、地域の実態を踏まえ、少人数という強みを活かし、支援児の割合が大きいことでゆったりとした流れとなっている。教育・保育課程は月ごとに自己評価して翌月の指導計画に活かし、年度末に職員会議で評価と反省を行い、次年度の編成につなげている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・◎・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>換気やアルコール噴霧、テーブル等の消毒を励行し、室内は次亜塩素酸ナトリウムを使用して清掃、室内玩具は週1回金曜日に消毒、洗濯し清潔な環境が保たれている。子どもの遊びや生活に合わせて、各担当が保育室の環境を整え、ガラス飛散防止フィルムの使用や家具の転倒防止対策、扉開閉時の指挟み防止対策、基準に満たない遊具の撤去など安全面への配慮も怠っていない。修繕箇所は順次こども園課に報告して着手できるよう計らっており、中の様子が園庭から見えてしまうトイレ場は（現在手作りカーテンで目隠ししている）こども園課にも改善を要求している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>早番で登園した子が眠そうにしていれば職員室で布団を敷いて一定時間眠れるようにしたり、外国籍の子どもで日本語が十分理解できない場合には視覚支援をしたり、登園を嫌がる子には、虫好きなことから「図鑑を見ていよう」と職員室で過ごしたりと、一人ひとりの発達や今のその子に合わせた保育や援助をし、少人数ならではの関わりが光る。子どもの行動には必ず意味があり、「なぜだろう」と隠れたものを探るよう月に一度ケース検討の時間をもち、子どもの姿を伝え合いながら振り返りを行って職員で共有している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣の習得にあたっては手順表や写真など視覚支援を活用し、必要に応じて「次</p>		

はどうするかな？」と自分で次の手順を確認できるようにしたり、さりげなく手を添えたり、集中できるようパーテーションで囲ったりと、自分で「やってみよう！」という気持ちになれる環境づくりをしている。自分でやろうとし始めた時、タイミングを逃さず褒めたり励ましたりして主体性を尊重している。また、機会あるごとに健康に関心がもてるよう、絵本や紙芝居を用いて伝えたり、集会（食育の会、終業式）で人形劇や職員による寸劇で「早寝早起き朝ごはん」「手洗い」「よく噛むこと」「ノーメディア」等について知らせたりしている。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
「遊び改善構想」研修テーマに「あっそうか！」「こうしてみよう！」と思えるような環境の工夫」を掲げ、身近なもの（自然物、素材、遊具等）との出会わせ方（種類、置き方等）を工夫し、応答的な声かけ（3M：待つ、見逃さない、見届ける）、タイミングを考える（どういう場面で、どうやって）、声のかけ方（どんな言葉で）を考えることを手だてとして日々の保育を実践し、クラスごとの研究保育（公開保育）を通して組織的に取り組んでいる。一年の行事を見通して、行事前だけの「練習」で終わらないよう普段の遊びの中から子どもの興味関心、発達に合わせ、教材の種類や量、出すタイミング等を職員で学び合い、少人数でも順番や貸し借りの体験ができるように、物の数、量などに気をつけている。また、季節に合わせた花や野菜を植え、色水遊びをしたり収穫してクッキングをしたり、さらに集まってくる虫を観察して育て、命の大切さを感じている。コロナ禍で社会体験ができる機会は減ってしまったが、終息後には即時再開できる地域の環境が整っている。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
評価外

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>  
評価外

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度は3歳児2名、4歳児が3名と少人数で、支援の必要な園児も含めて合同でクラス運営をしている。3歳で入園してくる子は初めての集団生活でもあり、興味関心を捉えて好きな遊びができるよう環境を整え、「安心できる場」で「安心できる人」になれるよう信頼関係を深めている。保育教諭の援助により、友達と関わる楽しさを経験しながら遊びに必要な物を自分で選択し、試行錯誤しながら工夫する姿を認め、クラスで取組む活動も取り入れて友達と一緒に考え、協力する楽しさが味わえるようにしている。運動会や「にこにこ劇場」（表現遊び発表会）など、節目の行事や公開保育を通してその成長を保護者や地域・就学先の小学校に伝えている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>特別支援教育コーディネーターが、こども園課主催の特別支援研修や園長会主催の特別支援研修、静岡済生会療育センター令和地域支援サポート研修に参加し、支援の必要な園児に個別のサポートプランを作成している。門からの飛び出しが無いように、鍵を3つ付け、施錠し忘れのないよう職員・保護者に周知し、イラストを使用して支度の手順や一日のスケジュールを知らせ、自分の場所がわかるように目印を用意するなど、生活しやすいようにしている。友達との関わりを通して成長できるよう指導計画に位置づけ、保護者とは送迎時に子どもの様子を伝え合い、年4回個人面談を行って、サポートプランを確認しながら伸ばしていきたいところ、支援の方法を共有している。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども達がそれぞれの興味に合わせて遊べるように早番・遅番用の教材や玩具を用意し、ゴザやカーペット、座卓を用意して家庭的な雰囲気でのんびり過ごせるようにしている。早番・遅番保育の子が少ないため異年齢で保育し、午睡後に菓子やゼリー、牛乳などのおやつを提供している。クラスの活動ボードは、早番・遅番の時は玄関に置くようにして、保育内容が担当保育教諭、保護者が把握できるよう計らい、家庭から早番へ、早番からクラス担任へ、クラス担任から遅番担当へと、担当保育教諭と保護者との連携がとれるように連絡事項を記入するファイルを用意し、連絡漏れの無いよう配慮している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等の全体的な計画」の中に小学校との交流について明記し、アプローチカリキュラムを策定して取組んでいる。また、地区幼小中一貫教育推進委員会に園長が出席して情報交換を行いながら小学校への接続がスムーズに行えるよう配慮している。ほとんどの園児が隣接する小学校に入学することから、こども園の職員が一年</p>		

生の様子を見に行ったり、校長先生に挨拶して授業や図書室他校内を見学したり、校庭で遊んだり、公開保育への招待、学校のプール体験、トイレを借りてみるなど、小学校生活に見通しをもち、期待と親しみがもてる機会が毎月のように設けられている。保護者へは12月の面談で小学校入学に向けて必要なことを伝え、園長の責任の下、クラス担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成している。

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊸・b・c
-----	------------------------------	-------

<コメント>

入園時、保護者に記入してもらった「静岡市立こども園保健調査票」より熱性けいれん、肘内障などがある子の一覧を作成して職員間で情報共有し、「静岡市立こども園事故防止安全マニュアル」に沿って一人ひとりの子どもの健康状態を把握している。登園時には視診を行い、体温、体調について保護者から聞き取りをして、ファイルに記入し職員間で共有している。また、保健計画を策定して発育・発達に適した生活を送れるよう援助し、子どもの体調悪化については、保護者に連絡を入れ様子を伝え、対応を相談し、怪我の場合は事故防止安全マニュアルに沿った対応が為されている。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㊸・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>

内科・歯科・耳鼻科・眼科の健診結果が「静岡市立こども園保健調査票」に記載され、担任とこども園課看護師が確認している。健診の前には保護者に問診票を配付し、園医への質問等を書き込んでもらい、健診後は異常が無ければ口頭で伝え、受診の必要があれば「受診を勧め」を渡している。毎月の発育測定で大きくなったことを喜び、健康に過ごすために必要な基本的な生活習慣や、正しい食生活の指導など月ごとにねらいをもった保育が行われている。また、虫歯予防のために、4・5歳児は食後の歯磨きやフッ素洗口、歯磨き巡回教室を計画したり、噛むことの大切さを食育の会で伝えたりしている。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊸・b・c
-----	--	-------

<コメント>

アレルギー対応マニュアルの手順に沿って、保護者に入園・進級時にアレルギー確認書を記入してもらっている（今年度は0人）。アレルギー、熱性けいれん、肘内障など疾患の症状や状態に合わせ、医師の指示のもと保護者と連携して、状況に応じた対応を行っている。クッキングやおやつは事前に保護者に確認をとり、アレルギー疾患のある子ども食べられる物をできるだけ選ぶようにしたり、いくつか用意し選択できるようにしたりして他の子どもたちとの相違に配慮している。職員は、園長、副園長が受講した研修会でのアレルギー児の対応について報告を受け、必要な知識や情報を得ている。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・㊸・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>

食育年間計画に沿って野菜の栽培、収穫、クッキングを行っている。その様子をクラス便りや食育便りで家庭に伝え、収穫してお土産にしたジャガイモを、家庭でクッキングした様子を知らせてもらった例もある。食育の会で聞いた「三色の栄養素（げんきつず）が揃った食事をとると体が元気に動く！」の話から毎日の弁当給食の献立を確認したり、「早寝早起き朝

ごはん」を合言葉にしたり、少しずつでよいので苦手な物も食べてみようということを伝え、友達や保育教諭と関わりの中で、自ら食べてみようと思えるような声かけを意識している。保護者アンケートから月に2回「パンの日」を取入れて楽しみを工夫しているが、外搬給食のため食事をつくるプロセス、調理をする人の姿に触れる機会をもてないことが惜まれる。

A⑩

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a・b・c

<コメント>

毎日検食日誌を記録し、園からの要望はこども園課を通し外搬給食の業者に伝えている。また、こども園課栄養士が園を巡回し様子を見たり、配送時間や改修時間、献立内容（味付け、分量、料理の温度等）についてアンケートを通して園での実態や意見を伝え、満足度の高い食事提供となるよう努めている。雛祭りの五目寿司、5月の筍献立や七夕の星型人参、夏野菜のカレーなど季節を感じる献立が提供されている。手指の消毒、給食管理簿の記入、冷蔵庫の管理、品温の計測など給食室衛生管理作業マニュアルにもとづいた衛生管理が行われている。

## 評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>登園時は担任、園長が門に立って受入れ、降園時にクラス担任から保護者へその日の様子を伝えたり、クラス便りでも活動の様子を伝えたりしている。また、参加会や運動会、親子遠足、にこにこ劇場等、保護者参加の行事で子ども達の姿を見てもらっているが、当日までの取組の様子をお便りで知らせて子どもの成長を共有している。例年は保育説明会で園目標や重点目標、クラス運営について知らせているが、コロナ禍で開催できない状況のため、保護者参加行事の折に触れ紙面を作成し、遊びの様子を「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と照らし合わせて説明している。年3回の個人面談を含め、様々な機会を通して保護者と子どもの成長を共有できるよう支援しているが、「園での様子をもっと知りたい」と思う保護者の気持ちは尽きないため、より一層の取組みを期待したい。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>笑顔で挨拶をして親子を受入れ、降園時には保護者に子どもの様子を伝え、園だよりで職員を毎月一人ずつ紹介し、「私は誰でしょう」とクイズにして保護者との会話の一つにするなど、積極的なコミュニケーションで信頼関係を築くよう努めている。いつでも気軽に話することができる関係づくりを心がけ、必要があれば時間を設けて応じている。年3回個人面談を行って園での様子と家庭での様子を伝え合い、保護者のおかれた状況を受け止め、不安や悩みに寄り添い、子どもの成長を喜ぶ気持ちに共感して子育てに自信がもてるよう働きかけている。面談時間は保護者の就労や都合を聞き、相談のうえ決定している。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの表情や行動、送迎時の保護者との関わり等を観察したり、怪我や傷がないか視診をしたり、衣服の状態や持ち物、食事の仕方等を確認するなどして、家庭の養育状況の把握に努めている。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、送迎時に積極的に声をかけ、保護者の精神状態を把握するよう努めている。また、持ち物に不備があった場合は、園で用意したり整えたりし、さり気なく保護者に伝えるようにしている。連絡がなく登園が遅いときには、電話を入れるようにしている。虐待の兆候を見つけた場合、児童相談所作成資料の「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」の手順に沿ってすぐに園長、副園長に報告するとともに記録や写真を撮ることを徹底している。</p>		

## 評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園教育・保育目標、重点目標達成に向けて定めた研修テーマ・手だてに沿って、毎日保育を振り返る時間を持ち、日誌に記録して次の日の保育に活かしている。日誌は研修テーマに沿った視点で記入できるよう、「用意した環境に子どもがどう取り組んでいたか」「子どもの気づきはどうか」「保育教諭の声かけや関わりは子どもにとってどうか」の問いかけが記載されている。また、クラス担任は一人1回研究保育（公開保育）を行い、その事前事後研修の中で成果と課題を出し合い、検討をすることで互いの学びとし、資質の向上に努めている。さらに年2回自己評価を行い成果と課題を明確に抽出し、職員で話し合っ て園評価とし次年度の保育実践につなげている。</p>		